

令和3年6月1日現在

板橋区国保年金課

コロナ減免制度について

Q1 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料の減免とは何ですか。

直接的であるか間接的であるかを問わず、新型コロナウイルス感染症それ自体や、その感染拡大防止のための措置による影響により収入が減少した方に対して、国民健康保険料の減免を行うことです。

Q2 「主たる生計維持者」とは誰のことを指しますか。

世帯の中でもっとも収入がある方のことです。原則は世帯主ですが、世帯主以外の世帯員の収入で生計が維持されている場合、その方が「主たる生計維持者」となり得ます。

Q3 減免の対象となる「世帯の主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病」の「重篤な傷病」の定義とは何ですか？

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。より具体的には、人工呼吸器や人工肺とポンプを用いた体外循環回路（いわゆる ECMO）などを用いた治療を受けた方などです。

Q4 減免の対象となる保険料を教えてください。

減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものです。

ただし、国民健康保険加入手続きが遅れたなど、令和3年4月以後に保険料の納期限が到来する令和2年度相当分の保険料も対象になります。減免申請をご希望の場合は申請書類等をお送りしますので、お問い合わせください。（Q5 関連）

Q5 板橋区の国民健康保険に加入する手続きを令和3年3月に行い、令和2年の10月から遡って国保に加入しました。今回、令和3年4月に初めて納入通知書が届き、令和2年10月分から令和3年3月分の保険料が令和2年度相当分として、令和3年4月30日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象になりますか。

国民健康保険加入手続きが遅れたり、所得の修正があった場合等に発生した令和3年4月以後に保険料の納期限が到来する令和2年度相当分の保険料も対象になります。減免申請をご希望の場合は申請書類等をお送りしますので、お問い合わせください。

Q6 減免の対象になる収入の種類は、どういった収入ですか。

事業収入（営業等・農業）、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかのみであり、株の取引による収入や年金収入、雑収入等は含みません。

Q7 収入減少が「新型コロナウイルス感染症の影響」であるかどうかは、どう判断するのですか。

新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇、コロナウイルスの影響前の離転職等が減収の主な原因など）を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。

Q8 申請したら、どのくらいで減免が決定されますか。

申請いただいてから、減免決定通知等が送付されるまで1か月程度かかる予定です。ただし、申請書類に不備がある場合、また、他区市町村に所得の照会が必要な場合などは、更に時間がかかる可能性があります。

なお、審査の結果、対象外となった方にも通知書をお送りします。

Q9 減免決定前に支払いすぎた保険料は、還付されますか。

還付します。ただし、納期限が既に到来している保険料に未納があれば、充当します。

還付については、減免決定後、保険料変更通知書や還付手続きに必要な書類をお送りし、還付金の振込み口座をご指定いただく書類に記入のうえ、返送いただきます。返送いただいた書類の受領から還付金の振り込みまでお時間をいただきますがご容赦ください。

充当については、減免決定後、保険料変更通知書や充当通知書をお送りします。

申請について

Q1 申請期間を教えてください。

令和3年6月14日から令和4年3月31日（予定）です。

Q2 令和2（2020）年中の収入・所得について、まだ申告できていません。減免申請はできますか。

主たる生計維持者及び国保加入者に未申告の方がいる場合、減免要否の判定や減免額の計算をすることができないため、減免申請を受け付けられません。

令和2（2020）年中の所得申告がお済みでない場合は、確定申告など所得申告のうえ、ご申請ください。（※）申告した結果、所得税や住民税が発生する場合があります。

申告先：確定申告は税務署、住民税は令和3年1月1日の住民登録地の住民税担当課

Q3 板橋区に転入したら、再申請が必要ですか。

板橋区に転入前の自治体で減免申請をしても、再度申請が必要です。

Q4 国民健康保険加入中の令和3年8月に収入減少の理由により、板橋区にコロナ減免を申請し、減免決定がされました。その後、10月に就職が決まり、勤務先の社会保険に加入したため国民健康保険をやめました。しかし、事情（自己都合）があり11月中旬に退職しました。この場合、再度の減免申請は必要ですか。

お手数ですが、再度の申請が必要です。1月から11月までの間に確定した収入及び12月までの見込額をあらたに算出のうえ、収入・無収入申告書をご記入いただき、減免申請書とその他必要書類とともにご提出いただければ、再度審査をいたします。

対象世帯について

Q1 新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取り消されました。減免の対象となりますか。

減免対象要件に該当すれば、減免の対象となります。申請の際に、内定が取り消されたことがわかる書類を提出してください。

Q2 新型コロナウイルス感染症の影響で就職活動ができません。減免の対象となりますか。

減免対象要件に該当すれば、減免の対象となります。ただし、アルバイト収入も含め月の収入が0円であり、給与明細等の資料が添付できない場合は、状況を記入した

申立書を合わせて提出してください。

Q3 一人暮らししている母の生計を、別世帯の自分が仕送りで支えています。別世帯の者が主たる生計維持者として、母の国民健康保険料の減免申請できますか。

別世帯の方を主たる生計維持者とすることはできません。

収入・所得について

Q1 収入や所得がわかる書類は、世帯全員分が必要ですか。

全員分は不要です。主たる生計維持者の収入と所得がわかる書類が必要です。ただし、主たる生計維持者及び国保加入者の中に令和2(2020)年中の所得が未申告の方が1人でもいる場合は、減免要否の判定や減免額の計算をすることができないため、減免申請を受け付けられません。必ず所得を申告のうえ、申請をしてください。

Q2 収入や所得がわかる書類が手元にありませんが、勤務先をすでに退職していて再発行してもらうことができません。どうしたらよいですか。

源泉徴収票や給与明細がない場合は、金融機関の入金記録等でも差し支えありませんので、通帳等のコピーを添付してください。どうしても難しい場合は、ご相談ください。理由を示した申立書によりその代わりとすることもできます。

Q3 2021(令和3)年中の収入見込額はどのように算出すればよいですか。

2021年1月から申請月までの実際の収入額と、その後の見込み額を合算し、12か月分の見込額を算出します。

板橋区が合理的と判断する金額であれば、2021年中の収入金額の算出方法は問いません(算出金額については申告書に月ごとの金額を記載していただきます)。申請月以降の見込額については、申請時点の実情から算出してください。

例えば、2021年1月から直近の月までの収入実績額に、直近の収入の1月ごとの平均収入を残りの月数で乗じて足す方法や、2020年の年間収入額から、2021年の収入が見込まれなくなった期間にかかる金額を引いて算出する方法などが考えられます。

(※) 申請時点で営業再開や再就職の見通しが立たない場合は、見込み額は「0円」で構いません。ただし、月の収入が0円であり、収入に関する資料が添付できない場合は、状況を記入した申立書を合わせて提出してください。

Q4 「営業等・農業・不動産・給与・山林収入」は確定申告書のどの部分ですか。

確定申告書 B 第一表の、収入金額欄ア営業等収入・イ農業収入・ウ不動産収入・カ給与収入、第三表のナ山林収入を見てください。

なお、所得金額は、第一表の所得金額欄①営業等所得・②農業所得・③不動産所得・⑥給与所得、第三表の⑧山林所得を見てください。

Q5 事業収入等（営業等・農業・不動産・給与・山林収入）のうち、営業等収入については前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計すると前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。減免の対象となりますか。

営業等・農業・不動産・給与・山林収入のいずれか一つでも前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれるのであれば、減免の対象となります。（ただし、10 分の 3 以上減少した収入の種類に応じた割合を計算し、減免額を算出します。）

Q6 国や都道府県から支給される各種給付金については、収入の計算に含めますか。

国や都道府県から支給される各種給付金（持続化給付金・家賃支援給付金・休業協力金・資金繰り支援給付金・特別定額給付金等）は、コロナ減免における「収入金額」や「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」には含めません。

Q7 「前年の所得の合計額」とは、営業等収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入にかかる所得の合計額ですか。あるいはそれ以外の種類の所得（年金や株、土地譲渡）を含めた合計ですか。

2020 年中すべての所得の合計額です。年金などの雑所得や株式の配当所得、土地や株式などの譲渡による所得も含まれます。

Q8 「前年の所得の合計額」とは、医療費や扶養控除など、各種控除をしたあとの額ですか。

医療費控除や扶養控除などの各種控除をする前の額です。

Q9 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」の範囲を教えてください。

例えば、2020 年中に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4

種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」は給与のみの場合、給与以外の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となります。

Q10 要件全てに該当しますが、前年の所得額が0円のため、減免対象となる保険料額の計算で0円となってしまいます。保険料の減免はどうなりますか。

減免額が0円となります。申請していただいても、納付いただく保険料に変更はありません。

Q11 「非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事業収入等の減少が見込まれる場合」とありますが、「その他の事業収入等」には給与は含まれますか。

含みません。あくまでも給与以外の事業・不動産・山林収入のことを指しています。非自発軽減制度に該当する方は非自発軽減制度が優先適用となります。

その他の減免・軽減制度について

Q1 新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合による解雇をされました。このため、非自発的失業者に該当し、国民健康保険料の軽減申請を行いました。今回の新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料の減免は、併用できますか。

主たる生計維持者が非自発的失業者に該当した場合は、そちらが優先的に適用となるため、新型コロナウイルス感染症の影響による減免は対象外となります。コロナ減免後に非自発軽減申請をしようとする場合、コロナ減免を取り消す必要がありますのでご注意ください。

ただし、給与収入に加えてその他の事業収入等（営業・農業・不動産・山林）の減少が見込まれる場合は、併用して減免を行なうことができます。

また、主たる生計維持者以外の方が非自発的失業による軽減対象となっている場合は、減免申請ができます。

Q2 既に他の減免（旧被扶養者減免、東日本大震災に伴う減免など）を受けています。新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか。

既に他の減免を受けている保険料をさらに減免することはできません。ただし、世帯の保険料のうち、他の減免を受けていない保険料は新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となります。

Q3 国民健康保険料以外に減免してもらえるものはありますか。

介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金にも新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度があります。

詳しくは、各担当部署へお問い合わせください。